

# ブラジル 個人税務の概要

## 2018年

# 目次

## ブラジルの個人税務概要

1. 各国間の情報交換
2. ブラジル所得税法 - 基本事項
3. 月次所得税
4. 給与以外の所得
5. 確定申告
6. 中央銀行への資産報告
7. 出国申告の義務

## ① 各国間の情報交換

---

2014年7月21日、OECD（経済協力開発機構）は「課税における自動的な情報交換に関する基準（[The Standard for Automatic Exchange of Financial Account Information in Tax Matters](#)）」を公表

各国の税務当局が国際間の脱税行為を防止するため  
G20からの要請：

- 当局間の基本的な合意事項が記載されたモデル合意書（Model Competent Authority Agreement
- 共通報告基準（Common Reporting Standard - CRS）

➤ 約100カ国がCRSの導入を決定

➤ ブラジルと日本は2018年より

（2018年から税務当局間で情報交換が開始される国）

## ① 各国間の情報交換

---

### 2018年CRS（共通報告基準）の導入：

➤ 各国の金融機関は口座保有者の居住者国を特定し、各金融機関の所在地国の税務当局に報告することが義務付けられ、

各国の税務当局は収集した各国の居住者口座情報をその納税者の居住国の税務当局と自動的に情報交換を行うことになる。

本制度により、これまで各国の税務当局が把握することが困難であった租税回避行為の情報をタイムリーに把握することが可能となる。

## ① 各国間の情報交換

ブラジル居住者、個人としての義務を把握することは重要！

ブラジル国税庁の取り組み：

	2017年度	2018年度
銀行預金	銀行名、種類、通貨、残高等を申告	銀行名、種類、通貨、残高等を申告 支店名又は支店番号と口座番号の申告がマスト
不動産	国名、購入価格、購入日を申告	国名、購入価格、購入日を申告 住所、面積

## ② ブラジル所得税法 — 基本事項



### ▶ 納税義務者

テンポラリービザ：



居住許可—役員用

居住許可—ブラジル会社と雇用契約を結んでいる従業員

➡ 入国日より納税義務者と看做される。

居住許可—技術者、研修者、学生など（ブラジル会社と雇用契約なし）

➡ 12ヶ月の間に183日以上滞在した場合、184日目より納税義務者。

- 対象期間：納税義務者と看做された日から帰任日迄。
- 各個人の義務としてブラジル国税庁への所得申告及び確定申告が必要。
- 全世界ベースでの所得、資産、負債情報等。

## ② ブラジル所得税法 — 基本事項 (つづき)

---

### ▶ ブラジルでの個人申告実務

▶ 全世界ベース所得の申告

毎月

▶ 確定申告書

▶ 中央銀行資産報告書

1年に1回

▶ 出国連絡書・出国申告書

帰国時

## ② ブラジル所得税法 — 基本事項 (つづき)

---



### □ 所得申告 :

全世界ベースの所得が課税対象

- ▶ 対象日 — 受取日
- ▶ 納税期日 — 受取った月の翌月最終営業日迄
- ▶ 対象内容 — 給与・賞与・利息・配当・年金等
- ▶ 二重課税を避けるための租税条約

### ③ 月次所得税 (つづき)

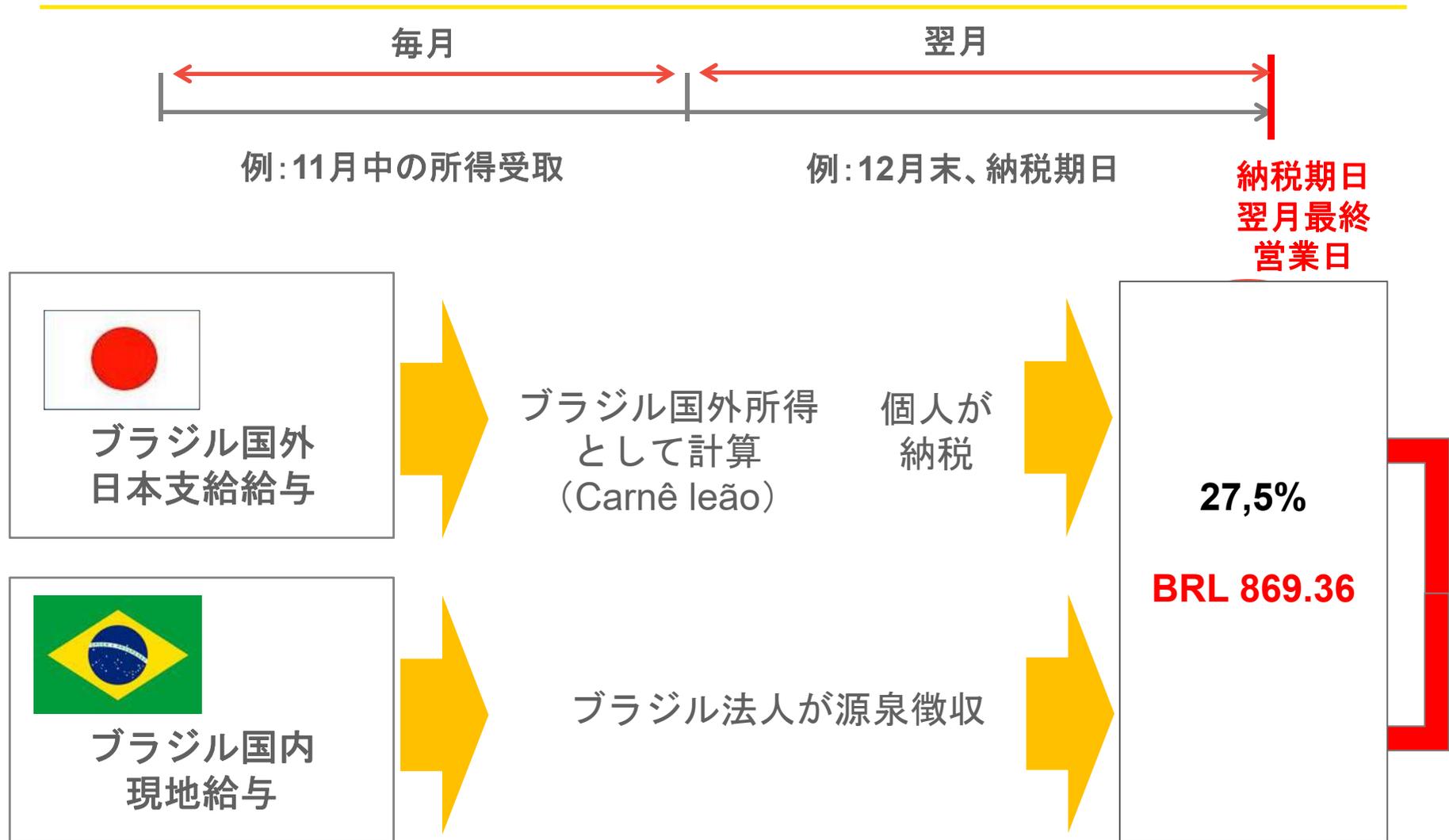
#### 2018年度ブラジル所得税 税率表

月・課税標準 (R\$)	税率 %	控除額 (R\$)
1,903.98以下	-	-
1,903.99以上 2,826.65以下	7.5	142.80
2,826.66以上 3,751.05以下	15.0	354.80
3,751.06以上 4,664.68以下	22.5	636.13
4,664.68以上	27.5	869.36

年・課税標準 (R\$)	税率 %	控除額 (R\$)
22,847.76以下	-	-
22,847.77以上 33,919.80以下	7.5	1,713.58
33,919.81以上 45,012.60以下	15.0	4,257.57
45,012.61以上 55,976.16以下	22.5	7,633.51
55,976.16以上	27.5	10,432.32

### ③ 月次所得税



## ④ 給与以外の所得

### ❖ キャピタルゲイン：

資産売買、譲渡等で発生した利益は下記税率表に従い、課税されます。  
売買・譲渡した翌月末までに納税が必要です。

発生した場合、受け取り月月末までにEYへ報告願います。

税率	課税標準 - キャピタルゲイン金額
15%	R\$ 5,000,000.00 まで
17,5%	R\$ 5,000,001.00 ~ R\$ 10,000,000.00 まで
20%	R\$ 10,000,001.00 ~ R\$ 30,000,000.00 まで
22,5%	R\$ 30,000,001.00 以上

#### 課税対象外

- 同月内に譲渡した同類の資産が 35,000 レアル以下の場合
- ブラジル居住納税者となる以前に購入した外国資産運用による利益
- 年間5,000ドル相当までの外貨両替

## ④ 給与以外の所得

---

- ▶ **相続、贈与税 (ITCMD: Imposto sobre transmissão causa mortis ou doação)**
  - 資産や権利の贈与、遺産相続の際に課せられる。
  - ブラジルでは州税に当たり、各州により税率は異なり、上限は8%。
    - サンパウロ州の場合、税率は4%。
    - リオ・デ・ジャネイロ州の場合、税率は4%から8%
  - 現金や不動産などには一定額まで非課税枠が設定されている。
  - 全世界ベースでの譲渡や遺産相続などは確定申告にて申告が必要
    - 州税と国税の間でクロスチェック
  - 遺産相続に関してはグレーゾーン



## ⑤ 確定申告 ー 基本事項

確定申告 対象期間

確定申告 期間

毎年一度

**2018年度**

1月	7月
2月	8月
3月	9月
4月	10月
5月	11月
6月	12月

**2019年度**

1月	7月
2月	8月
3月	9月
4月	10月
5月	11月
6月	12月

確定申告期間

対象期間：前年度1年間（1月1日～12月31日）

提出期限：4月末迄に提出

ブラジル国税庁のプログラムを通し提出。  
追徴税が発生した場合にも4月末まで納税義務あり。

## ⑤ 確定申告 ー 基本事項

### 確定申告 対象期間

入国年度は入国日から年末まで対象

1月	7月
2月	8月
3月	9月
4月	10月
5月	11月
6月	12月

例：2018年5月に赴任された場合、  
ブラジル入国日（税務上居住者と看做  
された日）から年末迄が対象期間。

## ⑤ 確定申告 ー基本事項

---

### ▶ 主な 確定申告対象者：

- ▶ 年内に給与所得や家賃収入などの課税所得が年間 2万8559.70レアルを超える場合
- ▶ 4万レアル以上の非課税所得があった方
- ▶ 30万レアル以上の資産や財産権を得た方
- ▶ 年末時点の資産や財産権を30万レアル以上保有している方
- ▶ 年内にブラジルに居住者と見做された方も申告義務が発生する。

## ⑤ 確定申告 ー基本事項 (つづき)

### ▶ 扶養家族のご説明

- ➡ (1) CPF番号お持ちの配偶者で、5年以上生活を共にするパートナー、5年未満でも実子がいる場合。
- ➡ (2) 21才までの実子または継子（CPF番号を有することが必要です）。
- ➡ (3) 24才までの大学生または技術学校の実子または継子（CPF番号を有することが必要です）。
- (4) 年齢は問わないが月間の就労に耐えない身体障害者である実子または継子（CPF番号を有することが必要です）。
- (5) 21才までで、両親の援助のない兄弟姉妹、孫、曾孫で納税者が法的保護権を取得した場合（CPF番号を有することが必要です）。
- (6) 21才から24才までで、両親の援助のない大学生または技術学校へ通うCPF番号をお持ちの兄弟姉妹、孫、曾孫で該当者が21才になるまでに納税者が法的保護権を取得した場合。
- (7) 年齢は問わないが月間の就労に耐えない身体障害者である兄弟姉妹、孫、曾孫で該当者が法的保護権を取得した場合（CPF番号を有することが必要です）。
- (8) 2018年に所得（課税、非課税含む）が国税庁より定められた上限以下であったCPF番号をお持ちの両親、祖父母、曾祖父母。
- (9) 納税者が法的保護権を有し、養子、教育している21才までの恵まれない子供（CPF番号を有することが必要です）。
- (10) 納税者が後見人である弱者（CPF番号を有することが必要です）。

## ⑤ 確定申告 ー基本事項 (つづき)

---

- ▶ 『簡易申告』の場合は、



- 控除申告のための証明書類の提出は不要です。
- 基礎所得控除R\$16,754.34が適用できます。  
但し上限額は課税対象所得の一律20%まで。

- ▶ 『完全申告』の場合は、



- 控除申告に関わる領収証や各種証明書類全て  
について、
  - 1) 書類原本。
  - 2) ポルトガル語の認証翻訳等国税庁から求められる場合があります。

## ⑤ 確定申告 – 基本事項 (控除対象項目)

---

### ▶ 完全申告での控除の範囲 (主な内容)

#### 被扶養者控除

- ▶ (a)被扶養者一人当りの控除限度額は年額 **R\$ 2,275.08**。

#### 教育費控除,

- ▶ (b)学校に通学する本人及び被扶養者1人につき年額 **R\$ 3,561.50**迄が控除できる。
- ▶ (c)正式に認可された小中高大学校を指し、語学学校などは対象外。

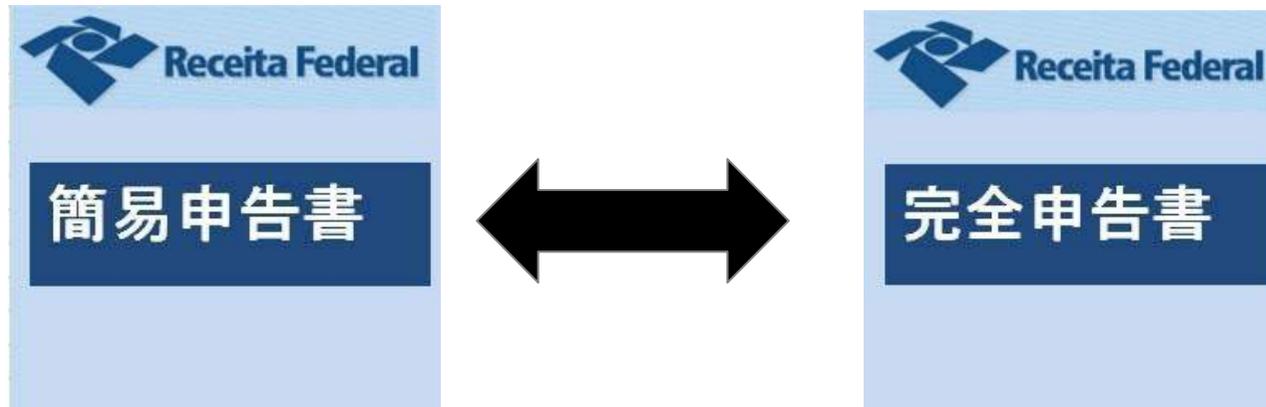
#### 医療費控除,

- ▶ (d)他の保険などによって還付対象となる医療費・入院費用は控除対象外。(d)を除いては控除限度額が設定されています。

## ⑤ 確定申告 ー基本事項 (つづき)

---

➤ 『簡易申告』と『完全申告』どちらを提出？



→ 所得控除額がR\$ 16,754.34 以下であれば『簡易申告』を、それを超える場合には『完全申告』を行うのが一般的です。

## ⑤ 確定申告 ー基本事項 (つづき)

---

### ▶ 申告内容：

全世界ベースの個人と扶養者の所得・資産負・負債・支払いなど、

#### □ 所得

年間の所得

例：日本及びブラジル支給給与・賞与、個人所得  
(利子・配当、家賃収入等)、  
キャピタルゲイン、贈与・遺産相続等



#### □ 支払い

年間の支払い

例：ブラジルでの支払い家賃情報 (家主情報、金額申告)  
医療費・教育費、その他

## ⑤ 確定申告 ー基本事項 (つづき)

### ▶ 申告内容：

全世界ベースの個人と扶養者の所得・資産負・負債・支払いなど、

#### □ 資産

- 不動産、アパート、土地、住宅
- 乗用車、航空機、船
- 銀行預金 (普通口座、定期預金、貯蓄口座、投資口座等)
- 投資信託
- 株式、持株会
- 年金 (確定拠出、確定給付等)
- 保険 (積立型の場合)
- Foreign Exchange (FX)

#### □ 負債

- 住宅や乗用車購入時のローン等



## ⑤ 確定申告 ー基本事項 (つづき)

### ▶ 申告内容 :

資産・負債は課税対象外



## ⑤ 確定申告 ー基本事項 (つづき)

---

### 確定申告の結果 「追徴税」 「還付金」

#### ▶ 追徴税が発生した場合：

納税期日は4月最終営業日となります。

#### ▶ 還付金が発生した場合：

納税者本人の口座にのみ国税庁は振り込み可能  
申告の際には振込先指定口座の記載が必要

## ⑥ 中央銀行への資産報告

---



**BANCO CENTRAL  
DO BRASIL**

## ⑥ 中央銀行への資産報告



### ▶ ブラジル中央銀行資産報告書

毎年一度

#### ▶ 申告の対象者：

- 12月31日時点でブラジル居住者であり、ブラジル国外に総額10万米ドル相応の**資産・権利**を保有している方。
- 確定申告と同じ情報が申告されます。



## ⑥ 中央銀行への資産報告



### ➤ 申告内容：

#### ① ブラジル国外における資産：

- 銀行残高、不動産、積み立て保険や
- 株式 (※)
- 投資信託 (※) 等

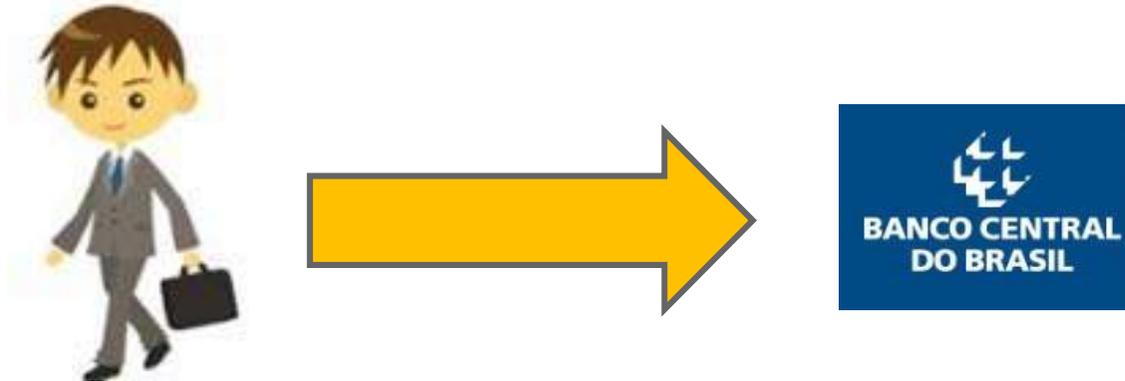
※資本金又は投資信託の全体10%以上の持分？

#### ② ブラジル国外における権利：

- 2018年年末現在に受け取りが可能な**保険や年金**の受取可能額  
→実際の受け取りがなかった場合も含む  
→一切受け取りが不可能な場合は不要
- 2018年12月末現在で2019年以降に、ブラジル国外で以下の受け取り額：

## ⑥ 中央銀行への資産報告

---



- 課税はされませんが、未申告や虚偽の申告の場合にはBRL 250,000.00 迄の罰金が発生いたします。
- 提出期限は 毎年中央銀行から発表される  
2018年は4月5日でした

## ブラジルでの申告実務 注意事項

①月次所得税 Carnê Leãoと  
現地給与 →ブラジル国税庁  
毎月

②ブラジル中央銀行資産報告 →ブラジル中央銀行  
毎年2月中旬～4月5日まで

③ブラジル確定申告 → ブラジル国税庁  
3月～4月末まで

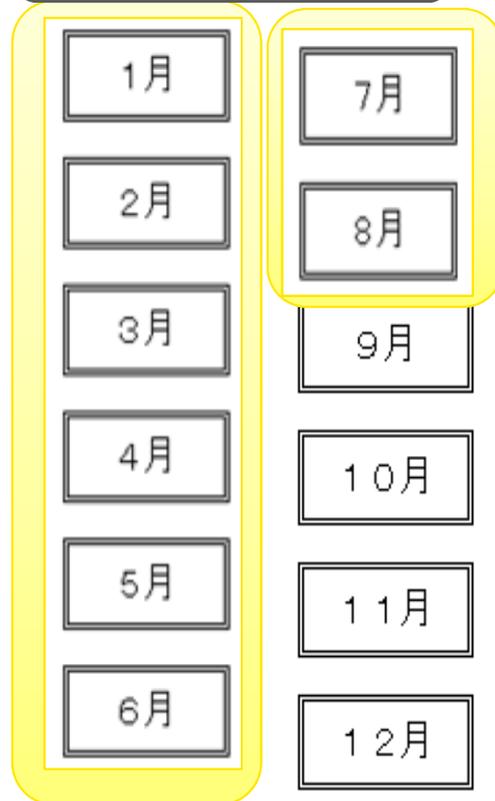
①と②の情報は③にも報告され、整合性がないと罰金が発生する可能性あり。

## ⑦ 出国申告の義務

### ▶ 出国に伴う手続き

帰国時

対象期間例: 8月  
10日帰国



- ブラジルを一年以上離れる場合又は最終的に帰国される場合には、ブラジルで非居住者と看做されるために **出国の連絡書**と **出国申告書**を提出。
- 出国申告書の対象期間：  
出国年度1月1日から出国日（又は取締役解任日）まで。
- 申告内容：  
全世界所得、資産、負債情報。  
**出国日時点**での情報を申告。

本資料についてのお問い合わせ先

EY São Paulo Office  
Japan Business Services

西口 阿弥 *Nishiguchi Aya*  
*Partner*

Tel: +55 11 2573 3374

Email:

[aya.nishiguchi@br.ey.com](mailto:aya.nishiguchi@br.ey.com)

諸岡 朱美 *Morooka Hakemi*  
*Senior Manager*

Tel: +55 11 2573 5458

Email:

[hakemi.morooka@br.ey.com](mailto:hakemi.morooka@br.ey.com)

照屋 リリアン *Teruya Lillian*  
*Manager*

Tel: +55 11 2573 4822

Email:

[lillian.teruya@br.ey.com](mailto:lillian.teruya@br.ey.com)

